

報道関係者 各位

令和6年11月28日（木）

【照会先】

愛知労働局労働基準部監督課

監督課長 下田 隆貴

統括特別司法監督官 小田 秀樹

（電話）052-972-0253

外国人技能実習生の実習実施者に対する 令和5年の監督指導、送検等の状況について

愛知労働局（局長 こばやし ようこ 小林 洋子）では、県内の14労働基準監督署（支署）が令和5年に技能実習生の実習実施者（技能実習生が在籍している事業場）に対して行った監督指導、送検等の状況について以下のとおり取りまとめました。

愛知労働局では、実習実施者に対し、監督指導を実施するなどにより、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいます。

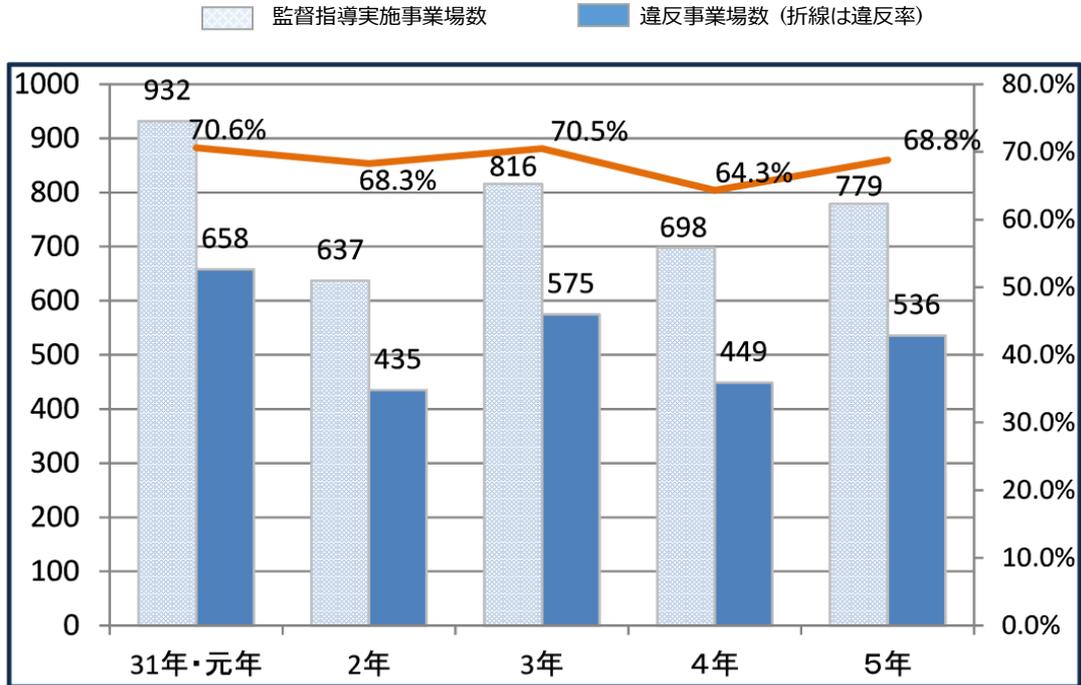
令和5年の監督指導・送検の概要

- 監督指導を実施した実習実施者：779事業場
- 労働基準関係法令違反が認められたもの：536事業場（68.8%）
- 主な違反事項
 - ①使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準（169件、21.7%）
 - ②違法な時間外労働等、労働時間関係（220件、28.2%）
 - ③健康診断結果についての医師等の意見聴取（125件、16.0%）
- 重大・悪質な労働基準関係法令違反により送検したもの：0件

（詳細は次頁以降）

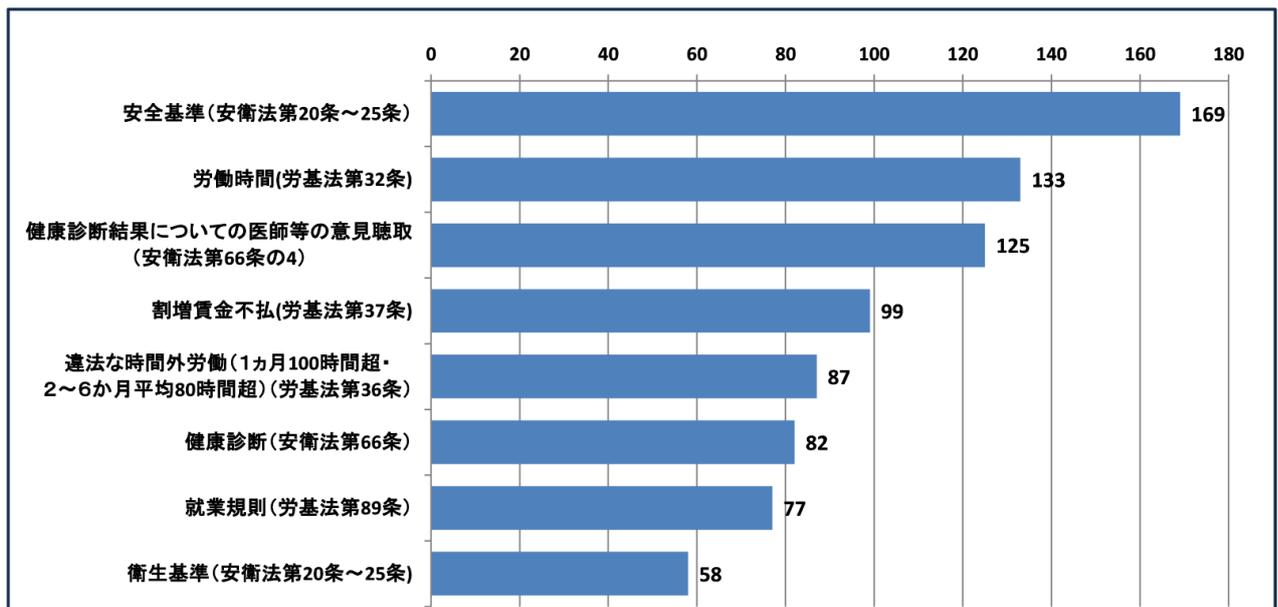
1 監督指導状況

- (1) 実習実施者779事業場に対し監督指導を実施したところ、68.8%に当たる536事業場に労働基準関係法令違反が認められた。



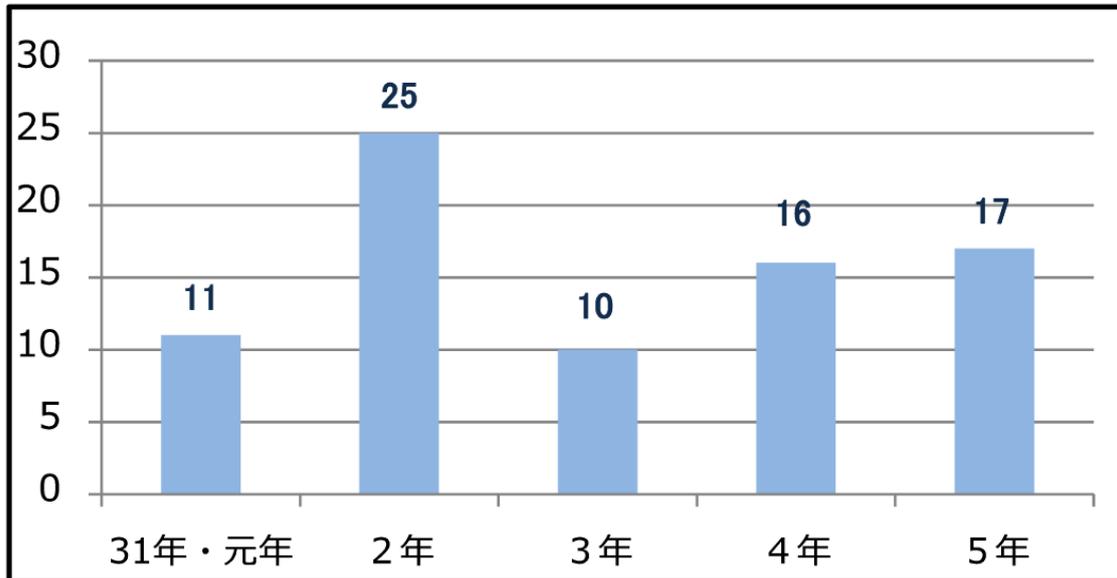
※ 実習実施者に係る違反事業場数、違反率については技能実習生以外の違反を含む。

- (2) 主な違反内容のうち、①安全基準（機械に安全カバーがない状態で作業を行わせていたもの等）、②労働時間（36協定の限度を超える時間外労働を行わせていたもの等）、③健康診断結果についての医師等の意見聴取、の順で多かった。

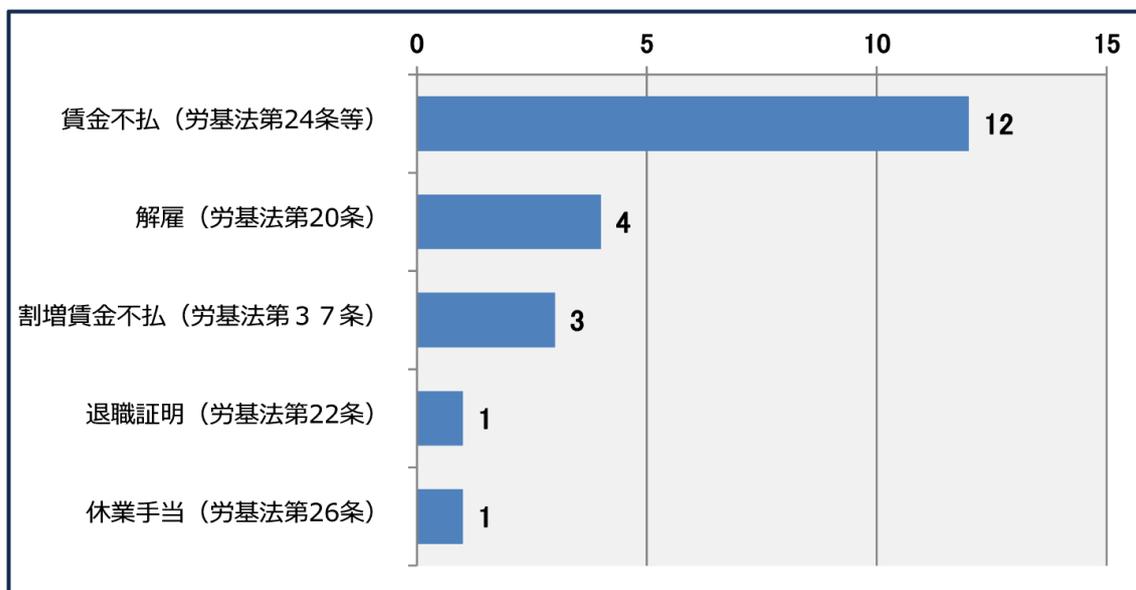


2 申告状況

- (1) 技能実習生から労働基準監督機関に対して、労働基準関係法令違反の是正を求めた申告は17件であった。



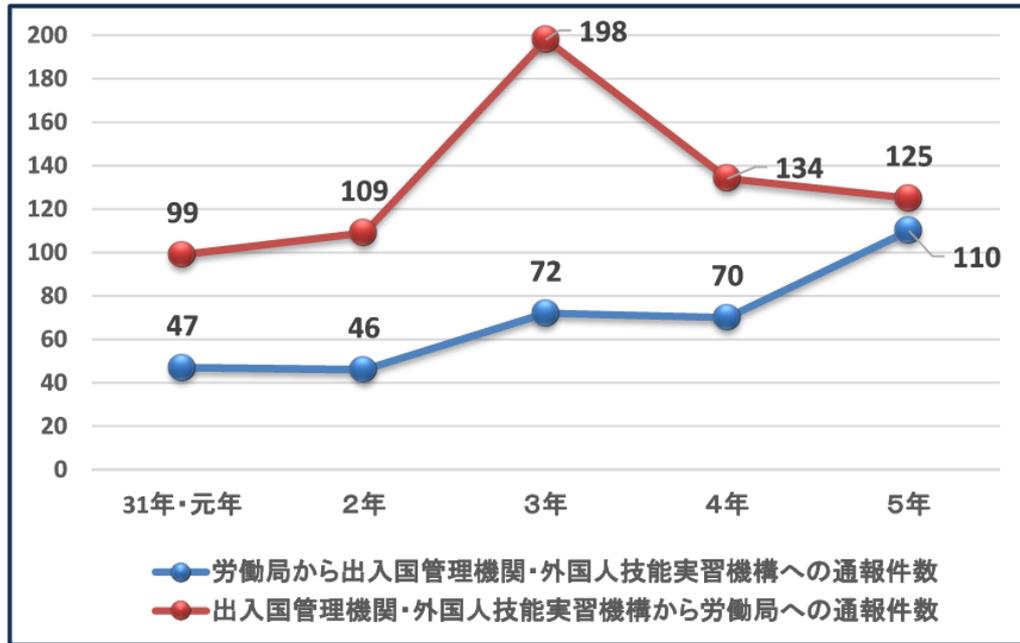
- (2) 主な申告内容は、賃金の不払（12件）が最も多く、次いで解雇（4件）、割増賃金不払い年（3件）、退職証明（1件）、休業手当（1件）であった。



<注> 申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しており、各申告事項の合計と申告件数とは一致しない。

3 労働基準監督機関と出入国管理機関等との相互通報状況

技能実習生等の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関では、出入国管理機関・外国人技能実習機構との間で、その監督実施等の結果を相互に通報している。技能実習生等に係る労働基準関係法令違反が認められたとして、労働基準監督機関から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報した件数は110件（令和5年）であった。



<注> 平成31年・令和元年以降は、外国人技能実習機構からの通報を合わせて計上している。

4 送検状況

令和5年の送検51件のうち、技能実習生に係る送検を行っている事案はなかった。

